

漁業の許可の制限措置の内容等について

随時許可漁業であるえびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業および延縄漁業の申請期間が令和8年9月30日をもって満了するため、新たな申請期間等を定めた
い。

1. 制限措置

各許可漁業の制限措置については、以下のとおりとする。なお、内容は直近の制限措置（令和8年3月27日の滋賀県告示第152号）と同じ。

新たに定める制限措置

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用するもの）	定数なし	5トン以下	127キロワット以下	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用しないもの）	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7月20日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者

2. 申請期間

各許可漁業の申請期間は、以下のとおりとする。

漁業種類	現在有効な公示の申請期間	新たに公示する申請期間
えびたつべ	令和8年4月1日から 令和8年9月30日まで	令和8年10月1日から 令和8年12月31日まで
よし巻、かご、竹筒および延縄	令和8年4月1日から 令和8年9月30日まで	令和8年10月1日から 令和8年11月30日まで

3. 許可の有効期間

令和3年11月19日の第587回琵琶湖海区漁業調整員会での承認事項に基づき、すでに当該許可を所有する者の許可の有効期間の満了日と同じとする。

漁業種類	許可の有効期間の満了日
えびたつべ漁業	令和8年12月31日
よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業	令和8年11月30日

【補足】

- ・ 随時許可漁業はいつでも許可申請ができるが、その制限措置や申請期間等については半年ごとに本委員会の意見を聞いて繰り返し定めている（４月～９月、１０月～翌年３月）。
- ・ 通常であれば、今回新たに定める申請期間は令和８年１０月～令和９年３月となるはずであるが、その期間内に許可の有効期間の満了日（一斉更新）（※以下、満了日とする）を迎えるため、満了日までの申請期間とする。
- ・ 満了日までに許可が失効する者や、満了日までに新たに操業を開始したい者が申請の対象となる。
- ・ なお、満了日以降の新たな許可（一斉更新）については、次回の委員会において、制限措置と申請期間を改めて諮問する。